



令和 5 年（2023 年）5 月 30 日

特別職の給料及び退職手当をカット

大阪狭山市では、財政健全化や行財政改革に向けた市長の覚悟を示すため、令和 9 年 4 月 26 日までの任期中において、市長の給料月額を 30%、副市長及び教育長の給料月額を 15% カットするとともに、市長の退職手当を全額カットする条例案を大阪狭山市議会定例会 6 月定例会に提案します。（副市長及び教育長の退職手当については 30% カットを継続します。）

本条例による市長の任期満了日（令和 9 年 4 月 26 日）までの間における総削減効果額は、5,659 万 5 千円（内訳：退職手当以外＝4,225 万 3 千円、退職手当＝1,434 万 2 千円）となる見込みです。

< 減額の内容 >

1. 給料

- (1) 市 長 月額 90 万円を 30% 減額し、63 万円とします。
- (2) 副市長 月額 76 万円を 15% 減額し、64 万 6 千円とします。
- (3) 教育長 月額 70 万円を 15% 減額し、59 万 5 千円とします。

2. 退職手当

- (1) 市 長 全額カットします。
- (2) 副市長 給料月額を 15% 減額して算定した退職手当額から、30% 減額します。
- (3) 教育長 給料月額を 15% 減額して算定した退職手当額から、30% 減額します。

問い合わせ 人事グループ（担当／北野） ☎072-366-0011